

取手市政治倫理審査会公募委員選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号。以下「条例」という。）第11条第3項に規定する取手市政治倫理審査会の委員のうち、公募による委員（以下「公募委員」という。）を適正かつ公平に選考するため、取手市政治倫理審査会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、取手市政治倫理審査会の公募委員の選考について審査する。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 政策推進部長
- (2) 広報広聴課長
- (3) その他市長が指名した者

(役員)

第4条 委員会の委員長は、政策推進部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(選考の指針)

第6条 委員会は、次に掲げる事項に配慮し、公募委員を選考するものとする。

(1) 条例及び取手市政治倫理条例施行規則（平成26年規則第30号）の規定に適合していること。

(2) 任期は原則として2期までとすること。

(3) 幅広い年齢層及び地域から選任するよう努めること。

(4) 他の審議会等との兼任はやむを得ない場合に限るものとする。

(5) 女性委員の選任に努めること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、適正かつ公平な選考を行うこと。

(公募委員の決定)

第7条 委員長は、公募委員を選考したときは、当該選考の結果を速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を踏まえ、公募委員を決定するものとする。

3 市長は、公募に応じたすべての者に対して、前項の規定による決定の内容を通知するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策推進部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。